

【諮問第181号】

19川情個第132号

平成19年3月12日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会

会長 安富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立てについて
(答申)

平成18年6月2日付け18川健こ計第134号で諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に関する異議申立ての件について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

実施機関の行った文書不存在による開示請求拒否処分は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経緯

異議申立人は、平成18年3月26日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「小田中乳児・小田中保育園の民営化選定に関するメモ等・関係書類」及び「高津区下作延保育園、幸区塚越保育園の民営化選定に関するメモ等・関係書類」の写しの交付請求を行った。

実施機関は、平成18年4月7日付けで、交付請求の対象公文書について、該当する公文書の存在が認められないとして、文書不存在を理由に拒否処分を行った。

異議申立人は、平成18年5月2日付けで、保護者向け説明会において、小田中保育園の選定に関する議事録を見せてほしいという保護者からの質問に対して、議事録は作成していないがメモならあるという回答が行われており、民営化選定を審議した経過の提示を求めるとして、異議申立てを行った（当審査会諮問第181号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成18年8月5日付け意見書及び同年10月16日実施の口頭意見陳述聴取によれば、異議申立人の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 計画発表当初から、なぜ小田中保育園が民営化園として選定されたのかという疑問を保護者説明会などをつうじて実施機関に対して問いかけてきたが、保護者が納得するような説明がなされていない。

実施機関の処分理由説明書では、平成17年10月、18年3月の保護者説明会において議事録やメモ等の文書の開示要求に対して、議事録は作成しておらず、これに関する書類も存在しない旨の説明をしている、としている。しかし、事実は、平成17年10月の説明会において、こども計画課長が議事録は非公開だがあると発言し、平成18年3月の説明会において、こども施策推進部長が議事録は作成していないがメモ等の書類ならあると発言している。これについては録音記録と議事録を保管している。必要であれば提出する。

議事録を作るような会議ではなかったということだが、候補にあがった保育園の一覧、駅からの距離や延長保育のニーズ、築年数、一時保育の実施計画とか、一連のデータがあり、その中で小田中が選ばれたというような明確なものを求めて開示請求を行った。

探してみたがなかったという理由には全く納得が行かない。これでは検討のための関係書類も最初から作成されておらず、実施機関が言うように十分な検討をした結果の選定であったという裏付けは全くないことになる。

(2) 民営化園選定当時の関係者は計画が策定された後、ほとんど異動になっているとのことだが、だからこそ決定の経過を議事録として残すべきである。計画完了を待たずに当時の管理職が異動後に引継ぎも行わず、経過を表す重大な書類を廃棄していることが事実であれば、川崎市政全体に関わる大きな問題である。

事業計画の実施となんら関係なく、行われるような人事異動の制度には問題があり、そうであるなら、なおさら内部検討会議であっても公文書として保存すべきである。

再度、小田中を民営化園として選定した会議での討議内容を明らかにし、保護者が納得できる説明を求める。

4 実施機関の主張要旨

平成18年6月30日付け処分理由説明書及び同年11月13日実施の事情説明聴取によれば、実施機関の主張の概要は、次のとおりである。

(1) 本市では少子化の進行や多様化する保育需要に対応するため、柔軟で効率的な新しい保育システムの構築を目指し、平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、この計画の中で、保育需要が高く、駅周辺に立地する条件に適った保育所の民営化の方向を公表した。

個別具体的な事業については、平成15年5月に「川崎市保育基本計画・事業推進計画」を策定し、その中で小田中保育園・小田中乳児保育園を含む民営化園についても具体的に明記したところである。

その後、小田中保育園・小田中乳児保育園については園児への影響等から大規模な工事ができないことが判明し、増設計画については修正を行ったが、比較的駅に近く、延長保育のニーズが高いことから平成17年3月に「川崎市保育基本計画・事業推進計画（改訂版）」において再度、民営化園として位置づけを行った。

また、全市的な動きとしても、平成14年9月に公表された「川崎市行財政改革プラン」や平成17年3月に策定された「川崎市新総合計画・川崎再生フロンティアプラン」においても公立保育所の民営化を進めることとしている。

(2) 民営化園の選定については、平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定した後、当時の健康福祉局児童部内で児童部長を長とし、保育関係課の課長級以上の管理職をメンバーとする会議を設け、具体的な事業実施計画を検討し、平成15年5月に「川崎市保育基本計画・事業推進計画」で公表した。この会議は管理職のみからなる会議であったので議事録の作成や保存をする事務職員はいなかった。会議は少なくとも30回程度開かれていたようであるが、現在、資料は残っていない。当時はそれぞれの委員が資料をファイルに綴じて保存していたと思われるが、計画が策定され、公表された時点でそれぞれがファイルを処分したとのことで、関係書類が残っていない。

今回の開示請求に関連して、平成17年10月及び18年3月に開催した保護者説明会において小田中保育園・小田中乳児保育園の民営化を決定した会議の議事録及び選定過程におけるメモ等の文書について保護者からの公表要求があった。

これに対して、議事録は作成しておらず、また、これに類する書類も存在しない旨を説明している。

また、メモ等についても書庫や机周り、廃棄予定書類の保管倉庫を捜したが存在を確認することができなかった。さらに、当時会議に出席した各管理職に確認したが、メモ等は既に所持していないとのことであった。

したがって、異議申立人が開示請求をした対象公文書については存在が認められないため、拒否処分を行ったものである。

5 審査会の判断

- (1) 川崎市は平成14年2月に「川崎市保育基本計画」を策定し、保育施策推進の基本方針や事業推進の基本的な考え方を公表したが、この中で公立保育所の今後の方向として、保育需要が高く、駅周辺に立地する条件に適った保育所の民営化の方向も公表された。同年9月に公表された「川崎市行財政改革プラン」においても、保育所について直営方式から民営方式への転換の方針が出されていた。

その後、平成15年5月に「川崎市保育基本計画・事業推進計画」を公表したが、この中で小田中乳児・小田中保育園、高津区下作延保育園、幸区塚越保育園の民営化が具体的に公表されている。この後、平成17年3月に「川崎市保育基本計画・事業推進計画（改訂版）」が公表されている。

- (2) 公文書開示請求書によれば、「小田中乳児・小田中保育園の民営化選定に関するメモ等・関係資料」「高津区下作延保育園・幸区塚越保育園の民営化選定に関するメモ等・関係資料」が、開示請求に係る対象公文書となっている。

しかし、異議申立人の口頭意見陳述においてその範囲について確認したところ、民営化選定の過程のうち、第一次（当初）の決定に至るまでの検討の過程が示されたメモ等・関係資料であるとのことであり、これは、実施機関も同様の認識であり、対象公文書の範囲について実質的な齟齬はない。

- (3) したがって、この平成15年5月の「川崎市保育基本計画・事業推進計画」における選定に至る検討過程において作成された文書（メモ等）が本諮問において検討すべき対象公文書ということになる。

- (4) 異議申立人は、小田中乳児・小田中保育園については、保護者説明会が開催されており、平成17年10月16日の保護者説明会の際には、実施機関のこども計画課長が、議事録は非公開だがある、と発言し、平成18年3月19日の保護者説明会の際には、実施機関のこども施策推進部長が、議事録は作成していないがメモ等の書類ならある、と発言していた。にもかかわらず、諮問第181号に係る公文書開示請求においては、実施機関が文書不存在を理由として拒否処分をしたのは、不当であるということである。

なお、異議申立人は小田中乳児・小田中保育園の民営化についての反論等もその意見書において記載し、実施機関の処分理由説明書に対する反論をしているが、審査会の審査の対象は、あくまで開示請求があった対象公文書の存否（及び、仮に存在する場合に開示の可否）のみであるので、異議申立人のこの点に対する意見については触れない。

- (5) 異議申立人は、上記保護者説明会における小田中乳児・小田中保育園の保護者の作成になる議事録と、その資料となった録音記録を審査会に提出した。

そこで、この録音記録を審査会において確認した。

平成17年10月16日に実施機関に対して、小田中に検討をした経過がわかるようなものが見られるようにして欲しいという意見が出たのに際して、検討させて欲

しいという回答はされている（1時間47分頃からのやりとり）。しかし、ここでは、上記のような資料の存否については回答はなされていない。

また、「中原区については小田中だけでなく何園か候補に上がったというふうに、記録にも残っております。」（1時間9分頃の答弁）との回答はあるが、具体的にどのような記録に基づいているかは不明である。

さらに、「小田中に決めたのは・・・資料なりデータなりあるんですよ。」との質問に対して、「それは、情動的に非公開になるのではないかな・・・」（1時間39分頃の答弁）と述べているが、これは一般論としてその取り扱いを述べているので、確定的に文書の存在を認めているとまでは言い難い。

- (6) 平成18年3月19日の保護者説明会の際には、実施機関は議事録はないとの回答をした上で、再度、議事録はないのかという確認の質問に対して、要旨次のように回答している（41分頃からのやりとり）。

「民営化をするという会議は、内部の検討会議となる。正式な委員会の会議とか議事録を作成するような会議ではない。・・・一般的に、内部会議についてはメモは作るが、公開するような形の議事録は作成していないし、いろいろと議論をもむ市の意思決定の、計画を作ってゆく過程の書類で、それぞれがまだ未消化、これから消化してゆくための文書だということで一般的にも外に出すことは、まだ確定した文書でないので、出していない。」

上記の回答は、極めて紛らわしいが、異議申立人が主張するような、メモ等の文書があることを認めているものではなく、一般的な内部の検討会議というものの性格を説明し、メモ等が作られているとしても、これについては一般論として公開していないという説明をしているだけであって、本件の検討過程についての文書の存否について、回答しているわけではない。

さらに、その前には「議事録という形できちっと作成はしておりませんので」とも述べている（24分頃のやりとり）。

- (7) このようなことから、結局、文書の存否については、実施機関は小田中乳児・小田中保育園の保護者会において明確に回答したことはないと認めざるを得ない。

但し、実施機関が明言はしていないとは言え、一般論として内部の検討会議において、メモ等が作成されている可能性を認めている以上は、このようなメモ等の作成の存否の可能性については改めて検討する必要がある。

- (8) 実施機関の説明によれば、前記、平成14年2月の「川崎市保育基本計画」の公表後、健康福祉局の児童部（当時）に課長級以上の管理職からなるメンバー8名による会議が組織され、30回以上の議論を経て、平成15年5月に「川崎市保育基本計画・事業推進計画」の公表に至ったとのことである。

但し、この会議においては事務担当者が存在しなかったため、議事録等は作成されることはなく、また、会議において検討された資料等もまた整理・保管されることがなかった。

その結果として、現実の問題として議事録等は存在しておらず、出席者が作成

したメモすら今日においては、存在していないということになったものである。
(9) 上記のような結果、実施機関において対象公文書を作成・保管していないとして文書不存在としたことについては、審査会としても現に文書が作成・保管されるような実態がなかったと認めざるを得ない以上は、その処分そのものについては妥当であると判断せざるを得ない。

しかしながら、多数の利害関係人を有することが予想される公の施設の民営化について決定する会議について、文書を作成・保管していないということは、行政機関としての決定についての説明責任という観点からは疑問と思われるところもあり、実施機関内部の会議における文書の作成・保管についてより一層、条例の本旨に適うよう取り扱われることを期待する。

以上の次第で、審査会の結論に記載のとおり答申する。

川崎市公文書公開審査会（五十音順）

委 員	小 林	美智子
委 員	鈴 木	庸 夫
委 員	高 岡	香
委 員	安 富	潔